

令和6（2024）年度くすのき奨学金  
高校生奨学生募集要項

1. 申請資格

- ① 令和6年度、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、高等専門学校に在学していること。※専修学校 高等課程は対象外。
- ② 経済的理由により、学資の支弁が困難な家庭であること。  
※概ね世帯総所得が400万円以下の家庭を対象とします。
- ③ 保護者が池田市に住所を有すること。
- ④ 他の奨学金の給付を受けないこと。ただし、貸与を受けるものは除く。

2. 募集人員

15名

3. 申請方法（①、②のいずれか）

- ① 電子申請【電子申請フォームに必要事項を入力】

QRコード： URL：<https://logoform.jp/f/pzaIW>

- ② 書面申請【窓口または郵送で必要書類を提出】

提出先：池田市教育委員会 学務課（市役所5階）

※不備等により期日までに差し替えを依頼する場合がありますので、  
日程に余裕を持ってご申請ください。

4. 申請受付期間

令和6年4月1日（月曜日）～4月19日（金曜日）

- ・書面申請（窓口）の場合は、土曜日・日曜日・祝日を除く開庁時間に受付
- ・書面申請（郵送）の場合は、4月19日（金曜日）消印有効

5. 申請書類等

- ① くすのき奨学金給付申請書（様式第1号）
- ② 作文 400字程度 テーマ：『将来何をしたいか』
- ③ 在学中の高等学校等の在学証明書  
※高等学校等が発行。手数料がかかる場合があります。  
あらかじめご了承ください。
- ④ 所得を証明するもの（世帯内で所得のある方全員分を提出）  
※詳細は「9. 所得の証明書の提出について」を確認

①②：  
書面申請の場合

③④：  
書面・電子共通

※上記すべての書類が揃っていないと受付できません。

※③、④について、電子申請の場合は写真又はスキャンデータ、書面申請の場合はコピーを

ご提出ください。

※申請後、教育委員会から出身校（途中学年の場合は在学期間）に対し、以下の「くすのき奨学金申請者内申調書」の提出による推薦を求めます。あらかじめご了承ください。

様式第2号（第2条関係）

年度 くすのき奨学金申請者  
内 申 調 書

生徒（学生）氏名 \_\_\_\_\_

・家計状況 \_\_\_\_\_（数字で記入）

・その他参考になる事項  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

池田市教育委員会 様

上記の者は、くすのき奨学金の奨学生として適当であることを認め、推薦します。

年 月 日

長

---

・家計状況は、学校が把握している状況を数字で記入してください。  
『学費を出すのが困難』・・・・・・1  
『学費の一部しか出せない』・・・・・・2  
『どうにか学費は出せる』・・・・・・3

## 7. 給付額

月額3,000円（7月末、12月末、3月末に振込します。）

## 8. 給付期間

申請後、正規の修学年限に達するまで

【例】3年制の高校の1年生の場合、3年間

3年制の高校の2年生の場合、2年間

## 9. 所得の証明書の提出について

（1）証明書の提出が必要な方について

① 父母がいる場合 → 父母それぞれの証明書

② 一人親の場合 → その人の証明書

③ 父母が両方ともいない場合

→父母に代わって生計を支えている人（2人いれば2人それぞれ）  
の証明書

※無職の場合は、現在の生活費がどのようにまかなわれているかの証明書が必要となりますので、「(2) 必要な証明書の種別について」をご確認ください。

※証明書が不要な場合もありますので、「(3) 証明書の提出が必要な方の例」をご確認ください。

(2) 必要な証明書の種別について

**複数の収入状態に該当する場合は、すべてについて必要書類を提出してください。**

収入状態	必要書類
①給与を受けている (会社員・パートなど)	令和5年分源泉徴収票(注1)(注2)
②自営業で確定申告している	令和5年分確定申告書(控)または令和6年度市・府民税申告書(注3)(電子申告をした場合や、税理士を通じた場合は、下記(注4)(注5)を参照してください。)
③傷病手当金を受給中	傷病手当金通知書 (日本年金機構等より交付)
④雇用保険基本手当(失業給付)を受給中の場合	雇用保険受給資格者証 (ハローワークより交付)
⑤年金を受給中の場合 (※遺族年金を含む)	年金振込通知書 あるいは年金額改定通知書 (日本年金機構等より交付)
⑥児童扶養手当を受給中の場合	児童扶養手当証書(市長印のあるページ)
⑦祖父母(親戚等)からの援助金や離婚慰謝料を受けている場合	援助の年額の証明(様式自由:援助者から) ※提出が難しい場合は、受付期間に余裕を持って学務課までご相談ください。

(注1) 給与所得者で確定申告をしている場合は、源泉徴収票にかえて確定申告書(控)を提出してください。

(注2) 海外勤務のために所得証明書や源泉徴収票等が発行されない場合は、会社の給与支払証明書(令和5年1月~12月分)を添付してください。

(注3) 「市・府民税申告書」は確定申告書(控)と同等の効力を持ちます。

「市民税・府民税特別徴収税額通知書」、「納税証明書」は前々年の所得のため、証明書として認められません。

(注4) 確定申告を電子申告により行った場合は、「申告内容確認票」に「受付結果(受信通知)」又は「既時通知」を添付することにより、税務署受付印とみなします。

(注5) 税理士を通して確定申告を行った場合は、税理士印を、税務署受付印とみなします。

### (3) 証明書の提出が必要な方と必要書類の例

書類要否について：○＝書類提出が必要 ×＝書類提出が不要

△＝扶養欄又は控除欄で証明できれば、書類不要

	構成	書類要否	必要書類
例1	父：会社員	○	源泉徴収票
	母：パート	○	源泉徴収票
例2	父：自営業	○	確定申告書（第一表と第二表）
	母：パート	○	源泉徴収票
例3	父：会社員	○	源泉徴収票
	母：無収入	△	父の源泉徴収票の扶養欄に名前が記載されていれば、証明書の提出は不要。
例4	父：自営業	○	確定申告書（第一表と第二表）
	母：無収入	△	父の確定申告書第二表で配偶者控除欄にチェックされていれば、証明書の提出は不要。
例5	父：無職	○	非課税証明書
	母：無職		

無収入：祖父母からの援助金、慰謝料等の非課税の援助金、遺族年金、児童扶養手当等の手当等を含む一切の援助を受けていない状態。

## 10. 支給決定

令和6（2024）年6月中に通知予定

## 11. その他

- ① この奨学金は「貸与型」ではなく「給付型」のため、返済の必要はありません。
- ② 休学した場合、奨学金の支給を中止します。復学後、奨学金の支給を再開しますが、正規の修学年限を超過すると奨学金の受給資格がなくなります。
- ③ 学期末ごとに教育委員会より在籍校に在籍を確認します。  
※奨学金支給後に学期途中の退学を確認した場合、月額で返済を要します。  
※在籍確認の結果により受給資格に疑義が生じた場合、一時的に支給を中止する場合があります。
- ④ 受給決定後に他の給付型奨学金または生活保護の受給が決定した場合、受給資格がなくなります。

## 12. 問い合わせ先

池田市教育委員会 管理部 学務課

〒563-8666 池田市城南1-1-1

電話：072(754)6291

FAX：072(754)1011

メール：k-gakumu@city.ikeda.osaka.jp